

【添付資料9 その他の特記事項】

| 特記事項 | 特記事項の内容 |
|-------------------------------|--|
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について | <p>(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)</p> <p>法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による。)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。</p> <p>落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。</p> |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について | <p>(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)</p> <p>法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による。)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。</p> |
| 工事カルテ作成、登録 | <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない(ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> |
| 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について | <p>①現場施工に着手するまでの期間について</p> <p>【現場施工に着手する日が確定している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 請負契約の締結の日の翌日から工事着手までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 <p>【現場施工に着手する日が確定していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 <p>②検査終了後の期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「工事完成検査結果通知書(合格)」における日付)とする。 |
| 青森県産業廃棄物税 | <p>本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んであるものである。</p> |

| 特記事項 | 特記事項の内容 |
|------------------|--|
| 仮設足場 | 足場を設ける場合は、手摺り先行足場による。設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 |
| 副次産物等の使用について | <p>上下水道処理等副次産物及び焼却灰溶融スラグによる原材料等を使用する場合、製造元を通じ放射性物質の混入について十分調査のうえ、製造場所及び各種測定結果を報告し工事監理者及び監督職員の承諾を得ること。</p> <p>なお、放射性物質の混入が確認された資材は原則使用してはならない。</p> <p>※上下水道処理等副次産物及び焼却溶融スラグによる原材料等とは、福島第一原発周辺地域、放射性物質が検出された処理施設又は処理施設周辺地域を生産地としているもの、及び生産地未確認のものをいう。</p> |
| 安全訓練等の実施状況報告について | <p>受注者は、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 ② 当該工事内容等の周知徹底 ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 ④ 当該工事における災害対策訓練 ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策 ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項 |
| 保全に関する資料 | <p>保全に関する資料とは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物等の利用に関する説明書 ② 主要な材料・機器一覧表 ③ 機器取扱い説明書 ④ 機器性能試験成績書類 ⑤ 官公署届出書類 ⑥ その他監督職員の指示によるもの <p>上記資料作成にあたっては、監督職員と記載事項に関する協議を行い、作成後は監督職員等に内容の説明を行うこと。</p> |
| 県産材の使用について | 本工事において使用する木材については、県産材の採用に努めること。 |